

学校法人甲南学園寄附行為

昭和25年12月18日

文部大臣認可

改正 昭和39年3月31日

(省略)

令和5年2月22日

大正7年12月田辺貞吉、久原房之助、伊藤忠兵衛、千浦友七郎、河内研太郎、四本萬二、安宅弥吉、平生鈆三郎が、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、文部大臣の許可を受けて設立した財団法人甲南学園は、昭和25年12月私立学校法（昭和24年法律第270号）附則第3項の規定により、その組織を変更し、寄附行為を次のとおり定めて学校法人甲南学園となる。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人甲南学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市東灘区岡本8丁目9番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、平生鈆三郎の学園創立の理念「人物教育率先」に沿い、「人類社会ニ貢献シ得ル」教育研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

(1) 甲南大学

大学院 人文科学研究科・自然科学研究科・社会科学研究科・法学研究科・フロンティアサイエンス研究科

文学部 日本語日本文学科・英語英米文学科・社会学科・人間科学科・歴史文化学科

理工学部 物理学科・生物学科・機能分子化学科

経済学部 経済学科

法学部 法学科

経営学部 経営学科

知能情報学部 知能情報学科

マネジメント創造学部 マネジメント創造学科

フロンティアサイエンス学部 生命化学科

(2) 甲南高等学校 普通科 全日制課程

(3) 甲南中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 18人以上28人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

(理事長、副理事長)

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

2 理事の互選により副理事長若干名を置くことができる。

(理事の選任)

第7条 理事となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 甲南大学の学長及び甲南高等学校の校長

(2) 甲南大学の各学部長のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決をもつて選任された者 5人

(3) 評議員のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決をもつて選任された者 4人以上7人以内

(4) 学識経験があり、かつ、この法人の設立趣旨に賛成する者のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決をもつて選任された者 6人以上14人以内

2 前項第1号から第3号までに掲げる理事は、学長、校長、学部長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長の職務)

第7条の2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第9条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、次の順位により、理事長の職務を代理し又は代行する。

(1) 副理事長(副理事長が2名以上あるときは、理事長があらかじめ定めた順位による。)

(2) 理事長があらかじめ指名した他の理事

(監事の選任)

第10条 監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であつて、評議員会の同意を得、かつ、理事会の議を経て理事長が選任する。

2 監事は、この法人の役員、教職員又は評議員のうちいずれかの者の配偶者若しくは三親等以内の親族であつてはならない。

3 監事の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第10条の2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会等の招集)

第10条の3 前条第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第10条の4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求しなければならない。

(役員任期)

第11条 役員（第7条第1項第1号及び第2号に規定する理事並びに第18条第2項第1号又は第6号の規定によつて選任された評議員で理事に選任された者を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員報酬等)

第11条の2 役員に対して、別に定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任)

第11条の3 役員は、その任務を怠つたときは、この法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員解任及び退任)

第12条 役員のうち、その職務を尽くさない者又はその在任がこの法人に不利とみなされる者があるときは、理事会において理事総数（当該役員が理事であるときは、これを除く。）の過半数の議決によつて、これを解任することができる。

2 役員は、次の事由によつて退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 私立学校法第38条第8項各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会はこの法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から10日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合

はこの限りでない。

- 6 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決をすることができない。ただし、第14条第2項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、会議に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 理事会の議長は、理事長とする。ただし、第10条の3の規定に基づき監事が理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

(議決)

第14条 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第14条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第14条の3 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうち議長が指名した者2名及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 学長及び校長

(学長及び校長)

第15条 第4条の各学校に学長及び校長を置く。

(学長)

第16条 学長は、別に定める学長候補者選出規程による推薦に基づき、理事長が理事会の議決を経て、これを任命する。

(校長)

第17条 校長は、理事長が理事会の議決を経て、これを任命する。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、次に掲げる評議員をもつて組織する。

- (1) この法人の専任教職員のうちから選任される者 10人以上12人以内
- (2) この法人の設置する学校（この法人に組織を変更する前に設置した学校を含む。）を卒業した者で、満25歳以上の者のうちから選任される者 8人以上15人以内
- (3) 理事のうちから選任される者 2人以上5人以内
- (4) 甲南大学の学長及び甲南高等学校の校長
- (5) 甲南大学の各学部長のうちから選任される者 5人
- (6) この法人の設置する学校に在籍する学生生徒の父母又は保証人のうちから選任される者 5人以上7人以内
- (7) この法人に関係のある学識経験者のうちから選任される者 8人以上13人以内

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選で決める。

(会議)

第20条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とし、いずれも理事長が招集する。

2 定例会は、毎年おおむね3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長において必要があると認めた場合及び評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決をすることができない。ただし、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。また、評議員会に出席できない者で、委任すべき事項を明示した委任状をもつて他の評議員に委任した者は、これを出席者とみなして、議決に加えることができる。

7 前項の場合において、会議に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、その議事及び議決に加わるできない。
- 10 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員及び監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 11 議事録には、議長、出席した評議員のうち議長が指名した2名及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

（諮問事項）

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為及び同施行細則の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) 剰余金の処分に関する事項
- (12) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員の選任）

第22条 第18条第2項第1号、第2号、第5号、第6号及び第7号に規定する評議員は、理事会において選任する。

2 第18条第2項第3号に規定する評議員は、理事の互選で決める。

3 第18条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する評議員が、その選任の条件となっている専任教職員、理事、学長、校長、学部長、法学研究科長の職又は学生生徒の父母若しくは保証人の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第23条 第18条第2項第1号に規定する評議員の任期は、2年とする。

- 2 第18条第2項第6号に規定する評議員の任期は、1年とする。
- 3 第18条第2項第2号及び第7号に規定する評議員の任期は、4年とする。
- 4 前3項の評議員に欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、各その前任者の残任期間とすることができる。
- 5 評議員は、再任されることができる。
- 6 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
(評議員の解任及び退任)

第24条 第12条第1項及び第2項の規定は、評議員の解任及び退任について準用する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 入学金・施設費・授業料等の学費、入学受験料及び諸手数料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 収益事業から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(資産の処分の制限)

第27条 基本財産中及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(基本財産たる積立金の保管及び運用財産たる積立金の運用)

第28条 基本財産に属する積立金及び運用財産たる積立金は、確実な有価証券の購入、確実な信託銀行への信託又は郵便貯金若しくは銀行預金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の事業の遂行に要する経費は、資産から生ずる果実、入学金・施設費・授業料等の学費、入学受験料、諸手数料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもつて支弁する。

(予算及び事業計画)

第30条 この法人の予算は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に分ける。

2 この法人の会計は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）により行う。

3 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会の議決を得るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業に関する中期的な計画)

第30条の2 事業に関する中期的な計画は、理事長において編成し、理事会の議決を得るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び事業の実績)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成し、これについて監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次年度会計に繰り越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後2箇月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の作成)

第32条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成する。

第7章 収益事業

(種類)

第33条 この法人が収益を目的として行う事業は、次のとおりとする。

(1) 事務所貸付業

(利益金の処分)

第34条 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を、学校会計に繰り入れなければならない。ただし、その一部を収益事業会計の積立金として積み立てることができる。

(積立金の処分)

第35条 収益事業会計の積立金は、理事会の議決を得なければ処分することができない。

第7章の2 情報の公開

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第35条の2 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準を、作成の日から5年間、事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供する。ただし、役員等名簿は、個人の住所に係る記載の部分を除いて、閲覧に供する。

2 この法人は、寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供する。

(情報の公表)

第35条の3 この法人の次の各号に定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく公表する。

- (1) 寄附行為変更の認可を受けたとき、又は届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき
これらの書類の内容（役員等名簿の個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第8章 解散

(解散)

第36条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる理由によるほか、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決及び評議員会の議決によつて解散する。

2 前項の理由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 目的たる事業の成功の不能による解散は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

4 前項の理由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第37条 解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う公益法人等のうちから、理事会において理事総数の3分の

2以上の多数による議決によつて選定されたものに帰属する。

(合併)

第38条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならぬ。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更及び届出)

第39条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、甲南学園の掲示板に掲示して行う。

(その他)

第40条の2 この寄附行為に定めのない事項については、私立学校法の定めるところによる。

(施行細則)

第41条 寄附行為施行細則は、理事会において制定する。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和25年12月18日から施行する。

2 この法人に組織変更した当初の役員は、次のとおりとする。

(1) 理事 永井幸太郎（理事長）、阿部孝次郎、荒勝文策、岩井雄二郎、岩崎孫八、大屋晋三、岡崎真一、静豊治郎、武田長兵衛、正井辰男

(2) 監事 平山亮太郎、弘世現

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和39年3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和45年7月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和49年7月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和51年10月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和52年7月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和55年8月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和56年6月11日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和57年6月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和59年2月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき昭和63年2月4日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成5年2月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成5年12月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年12月22日文部大臣の認可に基づき平成7年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成7年12月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成7年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可に基づき平成9年7月4日から施行する。

附 則

- 1 平成12年5月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 甲南大学の理学部物理学科・応用物理学科・化学科・応用化学科・生物学科・経営理学科・応用数学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年5月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

平成19年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の第4条第1号中、知能情報学部知能情報学科の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年12月11日文部科学大臣認可のこの寄附行為の第7条第1項第2号、第18条第5号及び第22条第1項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年3月12日）から施行する。ただし、この寄附行為の第4条第1号中フロンティアサイエンス研究科、マネジメント創造学部マネジメント創造学科及びフロンティアサイエンス学部生命化学科の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年10月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年10月29日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 甲南大学大学院ビジネス研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成25年2月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為の第5条第1項第1号、第7条第1項第2号、第7条第2項、第18条第2項第5号及び第22条第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年9月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年12月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可（令和2年3月18日付け）に基づき令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年1月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年2月22日）から施行する。

別紙 財産目録 省略